

令和 8 ～10 年度葛飾区親子健康手帳（母子健康手帳）サブバッグ等無償提供者募集要項

1 業務目的

区窓口において妊娠届出を行い、親子健康手帳（母子健康手帳）、母子保健バッグ等を持ち帰る際、区民サービスの向上及び地域企業の育成発展に役立つことを目的として、広告物添付サブバッグの無償提供者を募集するもの。

2 無償提供物の仕様

（1）規格等

	規格	備考
サブバッグ	・ 大きさ：母子保健バッグ（270 mm×170 mm×10 mm程度）が入るもの ・ 材質：不織布等の素材 ・ その他：持ち手付きであること	
マタニティキーホルダー	【本体】 ・ 大きさ：直径 80mm以下 ・ 暑さ：5 mm程度	本体の印刷は厚生労働省の定めるデザイン・色等の基準を遵守すること。 個別包装の上、サブバッグに同封して納品すること。
広告物	・ 大きさ：サブバッグに入るもので A 4 以下 ・ 重量：50 g 以内	サブバッグに同封して納品すること。

（2） 配布予定数量 各 3,700 個（1 年度当たり）

（3） 納品場所 区指定の場所（12 か所程度）

（4） 初回納品期限 令和 8 年 3 月頃

（5） 配布場所 親子健康手帳（母子健康手帳）交付窓口

（6） 配布期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（7） その他

ア サブバッグ及びマタニティキーホルダー本体への広告掲載は行わないこと。

イ 配布期間中に配布予定数量に達した場合は、追加納品の可否について、別途協議の上決定する。

ウ 配布期間終了後、残部については無償提供者が速やかに回収すること。

3 広告物の掲載内容について

（1） 広告の内容については「葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針」及び「葛飾区親子健康

手帳（母子健康手帳）サブバッグ同封・添付広告物に係る広告掲載に関する基準（令和 7 年 1 月 23 日付 6 葛児子第 1962 号）」を遵守すること。

- （２）配布期間中に広告物の掲載内容について変更を要する場合は、変更内容及び配布物の切替時期等について区へ事前協議し、了承を得ること。

4 申込資格

企業または個人で、次の各項のいずれも満たしていること。なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （２） 葛飾区契約事務規則（昭和 39 年葛飾区規則第 7 号）に基づく出入禁止又は葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 339 号区長決裁）に基づく指名停止（指名保留）期間中でないこと。
- （３） 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 10 月 29 日 24 葛総契第 539 号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- （４） 公表開始から過去 2 年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にないこと。全ての税について滞納がないこと。

5 申込方法

（１） 提出書類

ア 無償提供申込書（第 1 号様式）

イ 企画提案書（任意様式。以下の内容について明記すること。）

（ア）納品スケジュール・納品方法・回収方法

（イ）自社の広告主審査基準

（ウ）広告主に不祥事があった場合の対応、苦情対応方法

（エ）類似業務に関する実績

ウ サブバッグ等見本品（3 セット程度。事前準備できない場合は規格が類似したもので可）

エ 会社概要（任意様式・パンフレット等でも可）

オ 直近の住民税完納証明書

（２） 提出方法

本要項「9 問い合わせ・書類提出先」に記載の住所地に持参か郵送により提出すること。なお、郵送は配達記録が残る方法とすること。提出期限以降の到着は失格とし、提出後の再提出および記載内容の変更は認めない。

（３） 提出期限

令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時まで（必着）

6 選定方法

(1) 選定方法

提出された書類に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い、申込者のうち1事業者を選定する。評価の結果同順位となった場合は抽選により選定する。審査結果については、申し込んだすべての事業者へ通知する。なお、選定の経緯は公表しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 選定結果通知日

令和7年11月下旬

7 無償提供事業者との協議

無償提供事業者と区との協議により、業務の詳細な内容を決定する。提供候補者が本件の提供を辞退した場合及び契約等締結前に申込資格を失った場合等は当該事業者を失格とすることができる。

8 その他事項

(1) 提出書類の作成及び提出等、本募集に係る費用は申込者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。また提出された書類に虚偽の記載があった場合は取り扱いを無効とする。

9 問い合わせ・書類提出先

葛飾区児童相談部子ども家庭支援課 母子保健係 担当：那波・藤島・橋本

〒125-0062 葛飾区青戸 4-15-14 健康プラザかつしか内 2階8番窓口

電話：03-3602-1387